



平成 25 年 7 月 26 日

各 位

福岡県福岡市中央区薬院一丁目 1 番 1 号  
メディアファイブ株式会社  
代表取締役社長 上野 英理也  
(コード番号：3824 Q-Board)  
問合せ先：専務取締役管理本部長 吉行 亮二  
(電話番号：092-762-0555)  
<http://www.media5.co.jp/>

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 7 月 26 日開催の取締役会において、定款を一部変更する議案を、平成 25 年 8 月 23 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

当社事業の現状に即し、今後の多様な事業展開に備えるため、現行定款第 2 条につきまして事業目的の追加を行うものであります。

また、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、定款第 8 条（単元未満株式についての権利）を新設し、以降の条数の繰り下げを行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線が変更部分)

現行定款	変更案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
(目的)	(目的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. コンピュータ関連のソフトウェアの企画、設計、開発、販売、保守、賃貸、管理	1. コンピュータ関連のソフトウェアの企画、設計、開発、販売、保守、賃貸、管理
2. コンピュータの周辺機器の企画、開発、販売	2. コンピュータの周辺機器の企画、開発、販売
3. 情報処理サービス業、情報提供サービス業及び通信提供サービス業	3. 情報処理サービス業、情報提供サービス業及び通信提供サービス業
4. 情報処理システムの設計、開発、運営管理、賃貸及びこれらに関するコンサルティング業務	4. 情報処理システムの設計、開発、運営管理、賃貸及びこれらに関するコンサルティング業務

現行定款	変更案
<p>5. インターネットホームページの製作、企画立案</p> <p>6. 一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業</p> <p>7. 有料職業紹介事業</p> <p>8. コンピュータ技術者養成のための研修事業</p> <p>9. キャラクターの企画・開発・販売</p> <p>10. 経営コンサルタント業務</p> <p>11. 建築、電気設備工事、給排水・衛生設備機器及び冷暖房設備の設計・管理並びに施工</p> <p>12. 建物及びその設備のメンテナンス業務</p> <p>13. 建物の賃貸・管理保有並びに運用のコンサルタント業務</p> <p>14. 測量に関する業務 (新設) (新設)  (新設) (新設) (新設) (新設)</p> <p>15. 前各号の業務に付帯する一切の事業</p>	<p>5. インターネットホームページの製作、企画立案</p> <p>6. 一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業</p> <p>7. 有料職業紹介事業</p> <p>8. コンピュータ技術者養成のための研修事業</p> <p>9. キャラクターの企画・開発・販売</p> <p>10. 経営コンサルタント業務</p> <p>11. 建築、電気設備工事、給排水・衛生設備機器及び冷暖房設備の設計・管理並びに施工</p> <p>12. 建物及びその設備のメンテナンス業務</p> <p>13. 建物の賃貸・管理保有並びに運用のコンサルタント業務</p> <p>14. 測量に関する業務</p> <p>15. <u>飲食店の経営</u></p> <p>16. <u>弁当及び仕出し料理の製造販売業務並びに宅配業務</u></p> <p>17. <u>食料品の製造、加工、販売</u></p> <p>18. <u>食料品、酒類の輸出入並びに販売</u></p> <p>19. <u>書籍、雑誌の企画、編集、出版、販売</u></p> <p>20. <u>通信販売業務</u></p> <p>21. <u>各種イベントの企画運営及び広告業</u></p> <p>22. 前各号の業務に付帯する一切の事業</p>
<p>第3条 ～第7条 (条文省略)</p>	<p>第3条 ～第7条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p> <p>第8条 ～第34条 (条文省略)</p>	<p><u>(単元未満株式についての権利)</u></p> <p>第8条 <u>当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第9条 ～第35条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 25 年 8 月 23 日
定款変更の効力発生日	平成 25 年 8 月 23 日

以上